

KANTO 金融サービス info

かんとぅ きんゆうさーびす いんぷお

- ◆ 関東財務局は、財務省の総合出先機関として、また、金融庁から事務委任を受け、関東甲信越地区の1都9県において、財政や金融に関する業務を行っております。
- ◆ ここでは、地域の皆様と金融サービスに関する情報を共有し、利用者保護の推進を図ることを目的として、金融サービス利用者等に役立つ情報を分かり易く提供していくこととしています。

トピックス

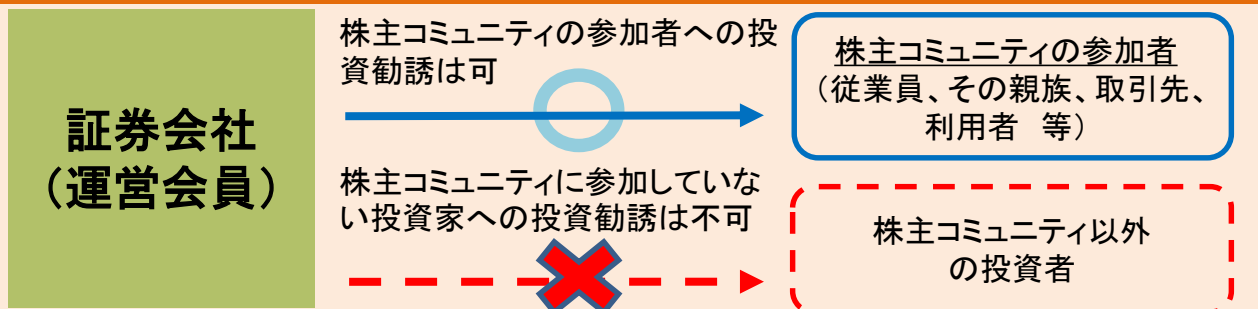
株主コミュニティ制度について

○ 株主コミュニティとは？

地域に根差した企業等の資金調達を支援する観点から、非上場株式の取引・換金ニーズに応えることを目的として、**証券会社(運営会員※のみ)が銘柄毎に組成・管理する「株主コミュニティ」メンバーに限って、証券会社による非上場株式の投資勧誘を可能とする制度**です。

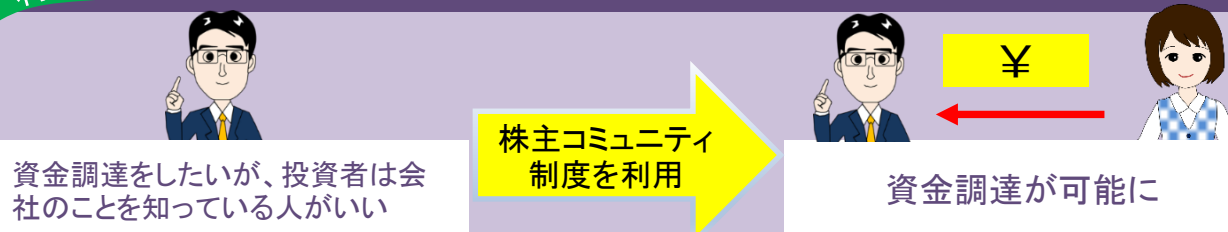
※日本証券業協会が指定・公表

基本的な仕組み

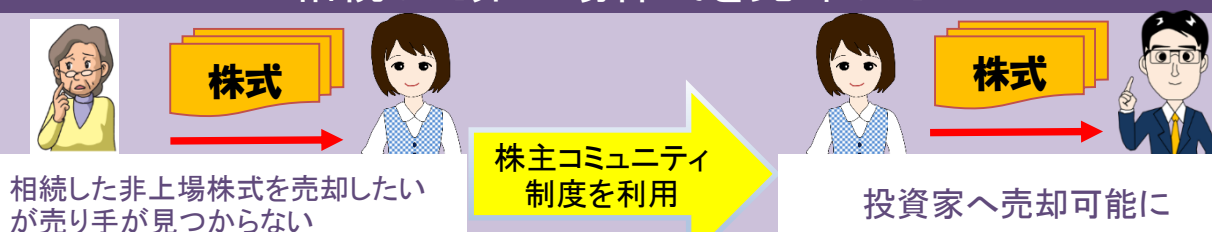


利用場面

非上場会社において資金調達したい



相続した非上場株式を売却したい



～株主コミュニティの利用方法～

投資家の方が、**株主コミュニティに参加するためには、証券会社に対して参加の申出**を行い、証券会社はその申出を受け、参加の手続きを行います。

※証券会社が**株主コミュニティへの参加を勧誘することは禁止**されています。

● 株主コミュニティで証券会社を取り扱っている事業会社や取引の状況

⇒（日本証券業協会ウェブページ）

<http://market.jsda.or.jp/shiraberu/kabucommunity/toriatsukai/index.html>

● 現在株主コミュニティを取り扱っている証券会社（運営会員）

⇒（日本証券業協会ウェブページ）

<http://market.jsda.or.jp/shiraberu/kabucommunity/uneikaiin/index.html>

～株主コミュニティ制度の主な留意点・リスク～

投資家の場合

- 会社の多くは、上場会社と違って有価証券報告書を公表していません。
- 会社の多くは、上場会社のような公認会計士又は監査法人による会計監査を受けていません。
- 株主コミュニティ銘柄は、上場されていないので、取引所ではなく、証券会社の店頭においてのみ取引が行われます。
- 株主コミュニティ銘柄は、売買したいときにすぐに取引が成立するとは限らないので、好きなときに売却したり購入したりすることができる訳ではありません。
- 株主コミュニティ銘柄は、参考となる取引価格もないことが多く、価格も大きく変動することがあります。
- 例えば、投資した会社が倒産すること等により投資した金額がゼロになることがあります。
- 株主コミュニティが解散される場合があります。その場合は取引できる機会が著しく失われます。

事業会社の場合

- 株主コミュニティの組成や資金調達を行う際には、証券会社による事前の審査が必要となります。
- 株主コミュニティ銘柄となった場合は、投資家に対し、決算情報などの情報提供が求められます。

株主コミュニティ制度を詳しく知りたい場合は…

こちらから

＜日本証券業協会の株主コミュニティに関するウェブページ＞

<http://market.jsda.or.jp/shiraberu/kabucommunity/>

（本件に関するお問い合わせ先）証券監督第1課 電話048-600-1154